

委員会・審議会の委員を募集します

次の委員会・審議会の委員を募集します。いずれも、所定の応募用紙に①住所②氏名③年齢④電話番号⑤略歴・応募の動機をご記入いただき、持参・郵送・ファックス・電子メールのいずれかで提出してください。応募用紙は市ホームページからダウンロードできます。また、請求いただければ郵送します。期間内必着でご応募ください。

■ 西脇市使用料手数料検討委員会

西脇市が徴収する使用料・手数料の額等を検討する「西脇市使用料手数料検討委員会」を設置するに当たり、委員を募集します。



- ◆**応募資格**
 - ①市内に在住、在勤または在学する20歳以上の方
 - ②平日に開催する2時間程度の会議に出席できる方
 - ③本市の他の審議会等の委員でない方
- ◆**募集人数** 若干名
- ◆**応募期間** 5月2日(月)～31日(火)
- ◆**会議の内容** 使用料・手数料の額の見直しなど
※平成28年度は3回程度開催予定
- ◆**任期** 委嘱の日から2年間
- ◆**報酬額** 1開催につき3,700円(3時間未満)
- ◆**会議の構成員** 学識経験のある者など10名程度
- ◆**選考方法** 応募書類で選考(結果は応募者全員に通知します)
- ◆**応募・問合せ**
〒677-8511 西脇市郷瀬町605
西脇市財政課(市役所内線387・388)
☎22-1014
✉zaisei@city.nishiwaki.lg.jp

■ 西脇市子どもプラザ運営委員会

子どもプラザ運営等について幅広いご意見をいただき、円滑に事業を進めていくため「西脇市子どもプラザ運営委員会」の委員を募集します。



- ◆**応募資格**
 - ①市内に在住、在勤または在学する20歳以上の方
 - ②平日に開催する2時間程度の会議に出席できる方
 - ③本市の他の審議会等の委員でない方
- ◆**募集人員** 若干名
- ◆**応募期間** 5月6日(金)～20日(金)
- ◆**会議の内容** 子どもプラザの運営や事業に関すること
※平成28年度は2回程度開催予定
- ◆**任期** 委嘱の日から2年間
- ◆**報酬額** 1開催につき3,700円(3時間未満)
- ◆**会議の構成員** 学識経験のある者など10名以内
- ◆**選考方法** 応募書類で選考(結果は応募者全員に通知します)
- ◆**応募・問合せ**
〒677-0057 西脇市野村町茜が丘16-1
西脇市子どもプラザ(茜が丘複合施設)
☎25-2800 ☎25-2220
✉kodomoplaza@city.nishiwaki.lg.jp

■ 西脇市都市計画審議会

都市計画法の規定に基づき、その権限に属する事項および市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議する審議会です。



- ◆**応募資格**
 - ①市内に在住、在勤または在学する18歳以上の方(高校生は除く)
 - ②平日に開催する2時間程度の会議に出席できる方
 - ③本市の他の審議会等の委員でない方
 - ④都市計画に関する知識のある方
- ◆**募集人数** 1名
- ◆**応募期間** 5月6日(金)～20日(金)
- ◆**会議の内容** 都市計画マスタープランや都市施設に関することなど
※平日昼間に開催
- ◆**任期** 委嘱の日から2年間
- ◆**報酬額** 1開催につき3,700円(3時間未満)
- ◆**会議の構成員** 学識経験のある者など15名以内
- ◆**選考方法** 応募書類で選考(結果は応募者全員に通知します)
- ◆**応募・問合せ**
〒677-8511 西脇市郷瀬町605
西脇市都市住宅課(市役所内線285・286)
☎22-6283
✉toshi-jyutaku@city.nishiwaki.lg.jp

融資制度をより活用ください

西脇市には、保証料の補給や低利での融資が受けられる融資制度があります。対象者や融資条件などをお知らせしますので、ぜひ利用を検討ください。



中小企業事業資金融資制度

中小企業者の皆さんに、事業資金を低利で融資し、保証料の半額を市が負担します。

- ◆**対象**
 - ①市内に事業所を有し、引き続き1年以上同一事業所を経営している方
 - ②兵庫県信用保証協会の保証対象事業を営んでいる方
 - ③市税完納者
- ◆**融資限度額**
 - 運転資金Ⅱ1,000万円
 - ▽設備資金Ⅱ1,500万円
 - ▽併用の場合Ⅱ1,500万円
 - ▽無担保・無保証人融資Ⅱ1,000万円
- ◆**融資期間**
 - 融資金額が1,000万円以下の場合Ⅱ5年以内▽1,000万円を超える場合Ⅱ7年以内
- ◆**貸付金利(固定金利)** 年1・10%

信用保証料補給

兵庫県信用保証協会の保証料の半額を市が負担します。

勤労者住宅宅資金融資制度

勤労者住宅の建設・購入などのための資金を低利で融資します。

- ◆**対象**
 - ①同一場所に1年以上居住し、同一事業所に1年以上勤務している方
 - ②市内に自己の住宅を建築(増改築を含む)または購入する方
 - ③20歳以上60歳未満の市税完納者
- ◆**融資限度額** 2,000万円
- ◆**融資期間** 35年以内
- ◆**貸付金利(固定金利)** 年1・87%
- ◆**問合せ** 商工観光課(市役所内線268)

茜が丘勤労者住宅宅資金融資制度

野村町茜が丘市有分譲宅地を購入し、住宅を建築される勤労者のための資金を融資します。

- ◆**融資限度額** 3,000万円
- ◆**融資期間** 35年以内
- ◆**貸付金利(固定金利)** 年1・87%
- ◆**問合せ** 次世代創生課(市役所内線397)

創業・再挑戦支援資金保証料補給

市内で創業を行うとしていらっしゃるために、創業に関する資金の信用保証料を半額助成します。

- ◆**対象融資**
 - 兵庫県中小企業融資制度の開業資金融資(保証付)▽兵庫県信用保証協会の創業に関する保証を付した融資
- ◆**補給額**
 - 兵庫県信用保証協会の保証料の半額を市が負担します。
- ◆**問合せ** 商工観光課(市役所内線268)

第2次北はりま定住自立圏共生ビジョンを策定しました



西脇市と多可町は、自治体の枠組みを越えて、さまざまな課題に取り組む定住自立圏を形成しており、このたび『第2次北はりま定住自立圏共生ビジョン』を策定しました。

定住自立圏共生ビジョンでは、圏域全体の発展を図っていくための具体的な取り組みを示しています。これからも引き続き、共生ビジョンに定める事業を推進していきます。

○第2次北はりま定住自立圏共生ビジョンの内容

第1次ビジョン掲載事業の検証をもとに、地域住民や関係事業者などで構成する共生ビジョン会議で協議を重ね、平成28年度から32年度までの5年間を計画期間とするビジョンを策定しました。

◆圏域の将来像

定住自立圏の将来像『“うるおい”と“やすらぎ”を感じる暮らし豊かな北はりまの郷』の実現に向け、事業に取り組んでいきます。

◆主な取り組み

生活機能の強化	
医療	医療機能の強化 休日急患センターの運営 病診連携、病病連携の推進
福祉	新規 高齢者等の見守り 新規 子育て支援
教育・文化	文化・スポーツイベントの共同開催 文化財企画展の共同開催
産業振興	地域ブランドの研究開発 地元農産物の販売促進 捕獲鳥獣の有効活用
その他	ごみ処理 事務組合による実施 火葬業務 事務組合による実施 新規 上下水道業務の連携
結びつきやネットワークの強化	
地域公共交通	コミュニティバスの運行
道路等の交通インフラの整備	幹線道路の整備
地域の生産性や消費者等の連携による地産地消	学校給食の地産地消
地域内外の住民との交流・移住	北はりま田園空間博物館の運営 結婚活動の促進 新規 移住定住の促進
その他	環境・エネルギー対策の推進 住民相談窓口の相互利用
圏域マネジメントの強化	
人材の育成及び確保	職員研修の共同開催